

助成事業完了報告書

日本財団 会長 笹川 陽平 殿

報告日付：2016年4月14日

事業ID：2014240137

事業名：基盤整備

団体名：公益財団法人

海難審判・船舶事故調査協会

代表者名：会長 宮原 耕治

TEL：03-3512-8140

FAX：03-3512-8142

事業完了日：2016年3月31日

事業費総額 32,400,000円

自己負担額 0円

助成金額 32,400,000円

事業内容：

I 海難審判等に関する調査研究事業（定款第4条第1号・第4号）

1. 海難審判裁決例調査研究事業（自主事業）

海難審判裁決について、海難審判所裁決例集に取り上げるべき裁決の選定、判示事項の摘出等について調査研究するとともに、その他の海難防止上必要な事項について調査研究を行うものである。

2015年度においては、学識経験者、海技専門家、海事補佐人及び海難審判所の審判官、理事官によって構成する「海難審判裁決例調査研究会」を4回にわたり開催し、2012年中に裁決言渡のあった主要な事件等について調査研究を行い、52件を裁決例とすることを決定した。

なお、調査研究の結果については、取りまとめて「海難審判所裁決例集（55巻）」を編集、刊行し、海難防止のために広く活用できるようにした。

2. 船舶事故調査報告書等調査研究事業（自主事業）

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書等について、船舶事故の再発防止に有用な重大な事故事案及び統計に関し、その活用策について調査研究を行うものである。

2015年度においては、学識経験者、海技専門家及び運輸安全委員会事務局船舶事故調査官等によって構成する「原因分類表調査研究会」を4回にわたり開催し、船舶事故等の原因分類表及び再発防止策分類表を構築するとともに、運輸安全委員

会が2014年に公表した船舶事故調査報告書データから分類化された事故原因や再発防止策の傾向等を取りまとめた。

また、運輸安全委員会事務局の地方事務所7か所が、船舶事故調査報告書を基に、それぞれの事務所管轄で特色ある海域、船種、事故種類等にテーマを絞り調査分析を行った地方分析集を一つに取りまとめ、「地方事務所における船舶事故の分析(平成27年度版)」として刊行した。

II 海難審判関係人等の権利擁護事業（定款第4条第2号）

1. 海難審判扶助事業（日本財団助成事業）

海難審判において、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない海難審判関係人のために、必要な経費の扶助を行う。海難審判関係人から扶助の申出のあった事件については毎月開催(年間12回)される「海難審判扶助審査委員会」でこれを審査、決定する。

2015年度においては、海難審判関係人173人から電話等による申し出があり、地方支部員による事前審査の結果、56人が扶助制度の趣旨に合致したが、そのうち14人の取り下げがあり、42人(40件)を「海難審判扶助審査委員会」で審査を行った。その結果、海難審判関係人から扶助申請のあった42人(事件数40)について扶助決定を行った。

2. 海難審判等相談事業（日本海事センター補助事業）

全国9か所の当協会相談所において、海難を起こして海難審判を受ける船員や運輸安全委員会の船舶事故調査を受ける船員などのための一切の相談を無償で受けるものである。2015年度においては、全国9か所で海難関係人等1,044名の相談に応じた。

また、各相談所にファクシミリを整備して通信・連絡手段を強化した。

その他、相談事業の周知・啓発活動の一環として、海難審判等の相談が無料である旨及び各相談所の連絡先を記載したPCマウスパッドを製作し、各相談所経由で賛助会員をはじめ海事関係団体等に配付した。

III 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発事業（定款第4条第3号、第5号）

1. 海難情報等提供事業（自主事業）

ア 当協会のホームページを通じて検索機能を備えた海難審判全裁決の提供、事業の照会、海難に関する種々の情報・資料等を海事関係者のみならず、広く社会一般に発信するものである。

このうち海難審判裁決情報の提供について、2015年度においては、当協会のホームページに、2013年(平成25年)の裁決309件を新たに掲載した。

イ 日本財団からの助成による「海難審判庁裁決の海難防止活動への利用事業」の成果物であるビデオ(その後DVD化)のうち、「居眠り」(平成6年度製作)、「気持ちにゆとりを」(平成8年度製作)及び「エンジントラブル(平成10年度製作)」の3巻について、現在でも利用可能なように海難審判制度、統計等を修正するなどの再編集を行った。

ウ 広報、周知啓発の一環として、当協会の名称及びホームページのURLを記載したクリアファイルを製作し、賛助会員をはじめ海事関係団体等に配付した。

2. 図書、会誌刊行事業（自主事業）

ア 2014年1月から12月までの全裁決を、利用しやすいように2分冊の「海難審判所裁決録」として編集、刊行し、有償で提供した。

イ 2013年分の「海難審判所裁決録」に掲載している事件の船名、発生場所及び海難原因等別を「海難審判所裁決録索引」として編集、刊行し、海難審判所裁決録を購入した者に無償で提供した。

ウ 本協会の事業を周知啓発するため、機関誌「ふねとうみ」を刊行して、賛助会員、関係行政機関及び海事関係団体等に無償で配付するものである。

2015年度は年3回、各2,000部を刊行、配付した。

事業目標の達成状況：

当協会は、海難審判行政に関連する海難審判事件等の調査研究、海難審判での海難審判関係人の権利を擁護することにより、海難審判の適正な運用に資するとともに、運輸安全委員会行政(船舶事故調査に関すること。)に関連する船舶事故等の調査に関する調査研究を行うなど、海事の発展に寄与することを目的としている。

そのために、海難審判及び船舶事故調査に関する調査研究事業、海難審判関係人等の権利擁護事業、広報、周知啓発事業の3部門に分けて公益事業を展開している。

その結果、2015年度においては、昨年度と同様な事業を実施し、十分にその目的を達成することができ、我が国の海難防止のため、大きく寄与、貢献することができた。

収支計算書

2015年度収支計算書 別添のとおり